

### 1. 輸入関税免除

財務省税関総局は、省級税関に対して輸入関税免除に関する 2019 年 6 月 25 日付オフィシャルレター第 4138/TCHQ-TXNK 号を発行しました。

外国企業との契約に基づき、製品加工のために原材料・資材を輸入した企業が、外国企業の指示により完成品を他のベトナム企業に納入する場合（国内輸出）、製品加工のために輸入された原材料・資材への輸入関税は免除されます。

同様のケースに対して、輸入税の課税を求めていた税関総局による 2018 年 10 月 5 日付けオフィシャルレター第 5826/TCHQ-TXNK の第 2 項への差し替えとなります。

### 2. 企業合併時の注意事項

中央銀行は、企業合併時における国外からの借入金登録の変更に関して、2019 年 10 月 7 日付けオフィシャルレター第 7850/NHNN-QLNH 号を発行しました。

中央銀行登録された国外借入金に関して何らかの変更があった場合、借主は、その変更内容の登録に責任を負います（中央銀行通達第 03/2016/TT-NHNN 号第 15 条第 1 項）。

従いまして、借主が他の企業に吸収合併され、国外借入金を含む固有の権利・義務が吸収する企業に移転する場合、吸収合併する企業は、中央銀行における国外借入金の登録変更を行う必要があります。

### 3. 2019年最低賃金

政府は、2019年11月15日付け政令第90/2019/ND-CP号を発行し、2020年度の最低賃金を決定しました。

従来通り、経済発展状況に応じた4地域に分類されており、それぞれ最低賃金が定められています。

各区分ごとの最低賃金は以下となります。各地域とも5%台の上昇となっています。

第一種地域：442万ドン

第二種地域：392万ドン

第三種地域：343万ドン

第四種地域：307万ドン

各種地域の区分けは、当政令の附録に列挙されています。

なお、失業保険算定に際して保険料率を乗じる保険料算定基礎額の上限は、各地域の最低賃金の20倍とりますので、失業保険の算定にもご注意下さい。